**R7.3月**

**一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制導入について**

令和６年４月から、一部の福祉用具については、利用者が購入するか貸与を受けるかを選択できる選択制対象種目になりました。

　原則、医師やリハビリテーション専門職等の意見により、長期利用が見込まれる利用者が購入の対象となります。

**対象種目**

〇スロープ

敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの（便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除きます。）

〇歩行器

　脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器（車輪・キャスターが付いている歩行車は除きます。）

〇歩行補助つえ

　カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖（松葉つえは除きます。）

**貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供・記録及び購入申請について**

　選択制の福祉用具の提供にあたっては、利用者が貸与と販売を選択できることについて説明し、それぞれのメリット、デメリット、選択にあたって必要な情報を利用者に提供してください。

　また、必要な情報を提供したことがわかるように、福祉用具貸与・販売計画、居宅サービス計画、サービス担当者会議の要点、モニタリングシート等に記録し、購入申請時に、記録したものを提出してください。加えて、貸与ではなく購入を選択した理由も記載してください。

※利用者が選択を行う際に必要な情報は次のとおりです。

* 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
* サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
* 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
* 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
* 国が示している福祉用具の平均的な利用月数

**複数個の購入が想定される場合**

ロフストランド・クラッチやスロープのような利用者の身体状況や用具の性質等から複数個の利用が想定されるものについては、必要性を整理し、申請書に具体的な理由を記載してください。

**貸与・販売後のモニタリングやメンテナンスの等のあり方**

〈貸与後〉

* モニタリング（少なくとも６カ月内に１度）
* 貸与継続性の必要性を検討

〈販売後〉

* 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認
* 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要に応じ使用指導・メンテナンス
* 商品不具合時の連絡先を情報提供